各位

会 社 名 伊藤 忠 テ ク ノ サ イ エ ン ス 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 奥 田 陽 一 (コード番号 4739 東証第1部)間合せ先 コーポレートコミュニケーション部長藤 原 隆 (TEL 03-6203-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成18年6月22日に開催予定の当社第27期定時株主総会へ付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及びその関連法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり変更を行うものであります。また、当社と株式会社 C R C ソリューションズとの合併により、商号を変更するとともに、事業目的を追加するものであります。

1.変更の理由

- (1)「会社法」及びその関連法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴う変更
 - ① 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第11条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ② 法務省令に定めるところに従い、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供が可能となりましたので、株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③ 取締役会の書面決議が認められたことから、取締役全員の同意があり、かつ監査役会全員の異議がない場合に限り、取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第25条(取締役会)に第3項を新設するものであります。
 - ④ 社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となったことから、独立性の高い優秀な人材を迎えることを目的として、変更案第34条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。また、あわせて社外取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第27条(社外取締役の責任免除)を新設するものであります。
 - ⑤ 株主総会の議事録は、「会社法」及び法務省令に基づき作成することになるため、現行定款第17条(議事録)を削除するものであります。
 - ⑥ その他文言を「会社法」及びその関連法令の文言に合わせるとともに、規定の整備、 条文の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で当社定款には、以下の定めがあ るものとみなされております。

- ア. 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- イ. 当会社は株券を発行する旨の定め。
- ウ. 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。
- (2) 当社と株式会社CRCソリューションズとの合併に伴う商号の変更及び事業目的の追加のため、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

なお、現行定款第 1 条(商号)及び第 2 条(目的)の変更は、第 2 号議案が原案どおり承認されることを条件とし、その効力は合併の効力発生日に生じるものでありますので、その旨を明らかにするため、新たに附則を設けるものであります。

なお、この附則は期日経過後、附則全文を削除するものといたします。

(下線部は変更部分)

	(下線部は変更部分)
現 行 定 款	変
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当会社は、 <u>伊藤忠テクノサイエンス株</u> 式会社と称し、英文では、 <u>ITOCHU</u> TECNO-SCIENCE Corporation と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>ITOCHU</u> <u>Techno-Solutions Corporation</u> と表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の <u>業務</u> を行うことを目的 とする。 1. 下記物品の輸出入、加工、販売及 び保守 イ. ~(条 文 省 略) ホ. 2. (条 文 省 略) 3. (条 文 3 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 下記物品の輸出入、加工、開発、販売及び保守イ・、、、、(現 行 通 り) ホ・2. (現 行 通 り) 3. (現 行 通 り) 4. 情報通信システムの企画、開発、運用及び保守5. 情報セキュリティシステムの企画、構築並びに運用6. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス7・コンピュータセンターの運営管理8・理学、工学、医学・薬学等の自然科学分野における調査、研究、評価及び技術支援9・前各号に関するコンサルティング、教育訓練、出版及び技術要員の派遣等専門サービスの提供

現 行 定 款	変更案
(新 設)	10. 建築工事・電気通信工事・電気工
5. 労働者派遣事業 6. 建築設計施工 7. <u>電気通信工事</u> 8. 電気工事	<u>事</u> <u>11</u> . 労働者派遣事業 (削 除) (削 除) (削 除)
(新 設)	(利) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所
(新 設)	13. 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋 及び管理
(新 設) (新 設) <u>9</u> . 古物売買業 <u>10</u> . 前各号に付帯又は関連する一切の <u>業務</u>	14. 倉庫業 15. 貨物運送取扱業 16. 古物売買業 17. 前各号に付帯又は関連する一切の 事業
(本店の所在地) 第3条 (条 文 省 略)	(本店の所在地) 第3条 (現 行 通 り)
(新 設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(<u>公告の方法</u>) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載 する。	(<u>公告方法</u>) 第 <u>5条</u> 当会社の公告 <u>方法</u> は、日本経済新聞に 掲載 <u>して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(<u>発行する株式の総数</u>) 第 <u>5条</u> 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は 246,000,000 株とする。	(<u>発行可能株式総数</u>) <u>第6条</u> 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は 246,000,000株とする。
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、 <u>商法第211条/3第1項第</u> 2号の規定により、取締役会の決議 <u>を</u> もって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって同 条第1項に定める市場取引等により自 己の株式を取得することができる。
(<u>1単元の株式数</u>) <u>第7条</u> 当会社の <u>1単元の株式の数は</u> 100 株と する。	(<u>単元株式数</u>) <u>第9条</u> 当会社の <u>単元株式数は、</u> 100 株とする。

現 行 定 款

(1単元未満株券の不発行)

第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、 株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

(新 設)

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。) は、 株式取扱規則に定めるところにより、 その単元未満株式の数と併せて1単 元の株式の数となるべき数の株式を 売り渡すべき旨を請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の発行する株券の種類並びに 株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱、その他株式に関する手続並びに手数料は法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

- 第11条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。
 - ② <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する
 - ③ 当会社の株主名簿、実質株主名簿 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株式の 名義書換、単元未満株式の買取及び買 増請求の取扱等株式に関する事務は、 名義書換代理人に取り扱わせ、当会社 においては、これを取り扱わない。

変 更 案

(単元未満株券の不発行)

第10条 当会社は、第7条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行し ない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

- 第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲 げる権利
 - (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定に よる請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第12条 当会社の<u>株主</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(株式取扱規則)

第13条 当会社の<u>株式に関する取扱い及び</u>手 数料は法令又は本定款のほか、取締 役会<u>において</u>定める株式取扱規則に よる。

(株主名簿管理人)

- 第 14 条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - ② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定す る。
 - ③ 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現行定款	変 更 案
(基準日) 第12条 当会社は、毎営業年度末日現在の株主 名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(削 除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第13条 (条 文 省 略)	(招集) <u>第 15 条</u> (現 行 通 り)
(新 設)	(<u>定時株主総会の基準日)</u> 第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年3月31日とする。
(招集者及び議長) <u>第14条</u> (条 文 省 略)	(招集者及び議長) 第17条 (現 行 通 り)
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。
(決議要件) 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ② <u>商法第 343 条の規定による株主総会の</u> 決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。	(決議の方法) 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。 ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。
(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主を代理人としてその議決権を行 使することができる。この場合、株主 又は代理人は代理権を証する書面を 当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主 <u>1名</u> を代理人として <u>、</u> その議決権 を行使することができる。

現行定款変

(新 設)

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 (条 文 省 略)

(選任)

<u>第19条</u> (条 文 省 略)

- ② 取締役の選任決議は<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- ③ (条 文 省 略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年<u>内の最終</u> の決算期に関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、当会社を代表 すべき取締役若干名を定める。

② 取締役会<u>の決議により、</u>取締役会長、 取締役副会長及び取締役社長各1名、 取締役副社長、専務取締役及び常務取 締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
 - ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び 各監査役に対し、会日の3日前までに 発する。ただし、緊急のときはこの期 間を短縮することができる。

(新 設)

③ (条 文 省 略)

② 株主又は代理人は株主総会毎に代理 権を証明する書面を当会社に提出し なければならない。

案

(削 除)

更

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 (現 行 通 り)

(選任)

第22条 (現 行 通 り)

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもってする。
- ③ (現 行 通 り)

(任期)

第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
 - ② 取締役会<u>は、その決議によって、</u>取 締役会長、取締役副会長及び取締役社 長各1名、取締役副社長若干名を定め ることができる。

(取締役会)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
 - ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。
 - ③ 当会社は、会社法第 370 条の要件を みたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
 - ④ (現 行 通 り)

現行定款変更

(報酬)

第23条 取締役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主 総会の決議<u>をもってこれを</u>定める。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第24条 (条 文 省 略)

(選任)

第25条 (条 文 省 略)

② 監査役の選任決議は<u>総株主</u>の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもってする。

(任期)

- 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ② 補欠の為選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第27条 監査役<u>はその互選により</u>常勤監査役 を定める。

(監査役会)

- 第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、 緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - ② (条 文 省 略)

(報酬)

第 29 条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主 総会の決議<u>をもってこれを</u>定める。 (報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

案

(社外取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、 同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令の定める額とす る。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 (現 行 通 り)

(選任)

第29条 (現 行 通 り)

② 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもってする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、<u>選任</u>後4年<u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の</u>終結の時までとする。
 - ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、 退任した監査役の<u>任期の満了する時まで</u>とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会はその決議によって常勤監 査役を選定する。

(監査役会)

- 第32条 監査役会招集の通知は、各監査役に 対し会日の3日前までに発する。<u>た</u> だし、緊急の<u>必要のある</u>ときはこの 期間を短縮することができる。
 - ② (現 行 通 り)

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外監査役の責任免除) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、 同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令の定める額とす る。
第6章 計算	第6章 計算
(<u>営業年度</u>) 第30条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日まで <u>とし、毎営業年</u> 度末に決算を行う。	(<u>事業年度</u>) 第35条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日 から翌年3月31日まで <u>の1年とす</u> <u>る。</u>
(利益配当) 第31条 利益配当は、毎営業年度末日現在の株 主名簿に記載又は記録された株主若 しくは登録質権者に対し <u>これを</u> 行う。	(<u>剰余金の配当</u>) 第 36 条 <u>剰余金の配当</u> は、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式</u> 質権者に対し行う。
(中間配当) 第32条 取締役会の決議に <u>より、</u> 毎年9月30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、 <u>商法第293条/5の規定による金</u> <u>銭の分配(中間配当という。)</u> を行う ことができる。	(中間配当) 第37条 取締役会の決議に <u>よって、</u> 毎年9月 30日現在の株主名簿に記載又は記録 された株主若しくは登録 <u>株式</u> 質権者 に対し、 <u>中間配当</u> を行うことができ る。
(配当金等の除斥期間) 第33条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その 支払開始の日から満 3 年を経過して もなお受領されないときは、当会社 はその支払の義務を免れる。
(新 設)	(<u>附則</u>) 第1条及び第2条の変更は、当社と株式会社 <u>CRCソリューションズとの合併の効力発生</u> 日よりその効力を生じるものとする。 なお、本附則は合併効力発生日の経過後にこれを削除する。

以上